

令和3年

第4回4月定例教育委員会議事録

令和3年4月28日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 令和3年4月28日
○開会時間 午前10時00分
○閉会時間 午前11時00分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
令和3年第3回議事録の署名委員 高野 英機 委員
今回議事録の署名委員 山口 典子 委員
 - (2) 議事
第18号 臨時に代理した事件の承認について（大野中学校 学校運営協議会）
第19号 臨時に代理した事件の承認について（大利小学校 学校運営協議会）
第20号 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
第21号 大野城市文化財保護審議会委員の委嘱について
第22号 大野城市指定史跡名勝天然記念物（史跡）の指定解除について
 - (3) 教育長報告
 - (4) 報告
①公益財団法人大野城市体育協会の名称変更に伴う市例規の改正について
②大野城まどかスポーツクラブ事業実施規則の制定について
 - (5) その他
①教育長の業務報告（3月～4月分）
②教育委員会の主な行事・業務の予定（5月分）
- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 高木 和敏 梶原 千春 松本 民仁
高野 英機 山口 典子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 日野 和弘
教育政策課長 橋元 啓樹
教育振興課長 千葉 太
教育指導室長 清尾 昌利
スポーツ課長 神埼 康則
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
スポーツ課係長 中川 啓
教育政策課担当 大楠 和美
- 7 会議の書記 教育政策課担当 大楠 和美

午前10時00分 開会

○吉富教育長

ただいまより令和3年4月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申出はありません。

今日の教育委員会は、令和3年度に入ってから初めての委員会となりますので、事務局の部課長から一言ずつ挨拶をお願いします。

○日野教育部長

今年も引き続き教育部長を務めます。新型コロナウイルス感染症がまた、第4波ということで拡大しておりますが、教育部では、学校関係はできるだけ学級閉鎖等に対応していきたいと思っております。また1年よろしくお願ひいたします。

○橋元教育政策課長

おはようございます。教育政策課長の橋元でございます。4年目になりました。本年度につきましては、大きなものとしては、大城小学校の増築工事などがあります。また、ソフト面につきましては、給食等、新型コロナウイルス感染症の影響で休校に対応してさまざまな案件が入ってきていますが、精一杯頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

○千葉教育振興課長

おはようございます。教育振興課長の千葉と申します。教育振興課長3年目となります。新型コロナウイルス感染症の影響で、学童、ランドセルクラブ等にもさまざまな制限が出ています。

また、昨年度、GIGAスクール構想に基づきまして、ICT機器を整備しました。今後はそれをしっかり活用していきたいと考えております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○清尾教育指導室長

おはようございます。本年4月より、教育指導室、室長を拝命いたしました、清尾昌利と申します。初任は那珂川町（現那珂川市）岩戸北小学校で、その後春日市の

小・中学校、そして春日市の教育委員会で、計21年間勤めてまいりました。大野城市での経験は初めてですが、新しい目で見ながら、子ども達、そして大野城市の教育の充実・発展に尽力したいと思います。教育指導室としましては、日ごろの子ども達の指導、新型コロナウイルス感染症対策、課題であります不登校支援等、充実させていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○神崎スポーツ課長

おはようございます。スポーツ課長の神崎でございます。3年目に入りました。スポーツイベント等につきましては、本年度、一応は行う予定で準備を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延次第では中止、または延期なども考えざるをえないと思います。非常に判断に悩ましいところではありますが、引き続き皆様にご理解いただきながら進めたいと思っております。今年度もよろしく願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

皆様おはようございます。ふるさと文化財課長の石木でございます。ふるさと文化財課長になりまして、6年目でございます。文化財課では埋蔵文化財等の調査研究、保護、整備、活用という事業を進めております。発掘調査に関しましては新型コロナウイルス感染症に気をつけながら進めているところがございます。しかし、これを活用する講座、学習の機会については、新型コロナウイルスの影響でかなり制限されている状況でございます。開催する際には人数や時間等を図りながら、柔軟に進めたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

○葉山教育政策課係長

おはようございます。教育政策課教育政策・支援担当係長の葉山でございます。今年度で5年目になりました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○中川スポーツ課係長

おはようございます。スポーツ課係長の中川と申します。4年目になります。本日は、案件の説明のために参加しております。どうぞよろしく願いいたします。

○吉富教育長

私も事務局の一人としてご挨拶いたします。本年度で10年目になります。どうぞよろしく願いいたします。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

それでは、議事録の承認です。

前回の3月定例会にて高野委員さんをお願いしておりましたので、お願いします。

○高野委員

はい。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、次回の委員会において山口委員さんをお願いいたします。

○山口委員

はい。

○吉富教育長

次回の委員会にて御署名をお願いいたします。

〔議 事〕

〔第18号議案、第19号議案 臨時に代理した事件の承認について〕

○吉富教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の全体については資料の表紙裏に示しております。

第18号議案、第19号議案は、臨時に代理した事件の承認についてですが、どちらも大野城市学校運営協議会委員の任命についてお諮りするもので、関連がありますので一括して審議をお願いしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第18号議案および第19号議案、臨時に代理した事件の承認について、教育指導室長、説明をお願いします。

○清尾教育指導室長

それでは、次第の1ページと、本日配布した資料を1枚めくっていただき、そちらをご覧ください。

第18号議案、第19号議案、臨時に代理した事件の承認について説明いたします。学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において教育委員会が任命することとされておりますが、今回、大野中学校及び大利小学校におきましては、本時より前に協議会を開催することから、事前に任命する必要が生じたため、大野城市教育委員会の事務委任に関する規則第5条の規定により教育長が臨時に代理したため、これを報告し、承認を求めるものでございます。説明は以上です

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。第18号議案、及び第19号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第18号議案、第19号議案は承認すべきものと決めます。

〔第20号議案 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について〕

○吉富教育長

第20号議案、大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、神崎スポーツ課長、説明をお願いいたします。

○神崎スポーツ課長

スポーツ課から提出させていただいています、第20号議案について説明をさせていただきます。本日配布させていただいた資料をご覧ください。

大野城市スポーツ推進審議会設置条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、大野城市スポーツ推進審議会委員を委嘱するものでございます。資料の次のページをご覧ください。審議会委員の名簿を記載しております。

審議会設置条例第3条で、委員は9名以内で組織し次に掲げるもののなかから教育委員会が委嘱すると規定されており、同条例施行規則第2条で、委員の任期は2年とする、また同3項で委員は再任することができると規定されております。

さらに大野城市審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、委員の在任期間は10年を超えないとすること、ただし、充て職による選任、または、専門的知識を必要とする場合はこの限りではないと規定されております。

これらの例規に照らし合わせて、名簿に記載しております方に委嘱させていただきたいと提案させていただきます。

段浦氏と藤本氏はスポーツ推進委員からの推薦で、段浦氏は再任、藤本氏は新任でございます。伊藤氏と高山氏はスポーツ協会の該当者でお二方とも新任でございます。井上氏はコミュニティ運営協議会の代表で新任でございます。萩尾氏と松下氏は小学校の校長先生で、萩尾氏は新任、松下氏は再任でございます。重松氏と佐藤氏は学識経験者でございます。重松氏は総合体育館館長、佐藤氏はスロージョギング協会の役員でインストラクターもされております。お二方とも再任でございます。委嘱期間は令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

はい。審議会委員の半分の約5名の新任の方をお迎えした件でございます。ただいまの説明に対しまして質問がございましたらどうぞ、お願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。第20号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第20号議案は承認すべきものと決めます。

〔第21号議案 大野城市文化財保護審議会委員の委嘱について〕

○吉富教育長

続けます。第21号議案 大野城市文化財保護審議会委員の委嘱について、石木ふるさと文化財課長、説明をお願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

それでは、第21号議案、大野城市文化財保護審議会委員の委嘱について説明いたします。大野城市文化財保護審議会委員につきましては大野城市文化財保護審議会設置条例第4条において、教育委員会が委嘱することとされております。本件は大野城市文化財保護審議会設置条例第4条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。資料の4ページをご覧ください。今回は、委員1名について、令和2年度に委員を務めていました吉田幸子氏に代わり、校長会より重松真里子氏の推薦がありましたので、その承認を求めるものです。なお、後任委員の任期につきましては大野城市文化財保護審議会条例施行規則第2条、第1項の規定に基づき、前任者の残任期間である令和4年5月26日までとするものです。説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明につきまして質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。第21号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第21号議案は承認すべきものと決めます。

続けます。

〔第22号議案 大野城市指定史跡名勝天然記念物（史跡）の指定解除について〕

○吉富教育長

第22号議案 大野城市指定史跡名勝天然記念物（史跡）の指定解除について、ふるさと文化財課石木課長、説明をお願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

はい。それでは第22号議案 大野城市指定史跡名勝天然記念物（史跡）の指定解除につきまして、ご説明いたします。

本件は、令和3年3月26日付けで、福岡県指定文化財の指定を受けた善一田古墳群につきまして、大野城市文化財保護条例第32条の規定に基づき、大野城市指定史跡名勝天然記念物（史跡）の指定解除を行うものです。

6ページをご覧ください。指定解除をおこないますのは、善一田古墳群、大野城市乙金東1丁目1345番、1346番、1347番、1348番に所在します。

善一田古墳群につきましては、平成30年7月31日付けで市の指定を受けておりました。今回の指定解除日は県指定と同じ令和3年3月26日としております。説明は以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明について、質問がありましたらどうぞ、お願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第22号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第22号議案は承認すべきものと決めます。

[教育長報告]

○吉富教育長

4番の教育長報告となりますが、別紙でお手元に配布している資料をご覧ください。これは、コロナ渦により管内教育長会議が福岡教育事務所にて開催することができずWeb会議による会議で使用しました資料でございます。

福岡県教育委員会の方向性を受けて福岡教育事務所管内での今後の学校教育、社会教育の方向性について示されたものでございます。

まずは、確かな学力の育成というところが一番中心的な目標となっております。委員の皆様はすでにご存知とは思いますが、現在、新しい学習指導要領に基づき、教育課程の実施を各小中学校で行っているところです。この新しい学習指導要領に基づいた教育課程の改定は、世の中が知識基盤社会といわれる社会に移ってきていることを反映しています。

次から次へとおきる新しい問題を解決するための問題解決力、あるいは新しいアイデア、新しい価値を生み出す元になる知識こそが、これからの価値を築いていくのもだと考えられ、これをもって知識基盤社会だといわれています。

最近言われるようになり、メディアなどでも紹介されましたが、日本人は価値を作ることには上手だが、価値を生かすことがあまり得意ではないようです。メディアで事例として出てきたものに、リチウム電池の発明がありました。世界に先駆けて作ったにもかかわらず、それを活用して莫大な財を得ているのは日本ではなくて海外の国だそうです。

つまり見出した知識をどのように活かすのかといったことについて、日本人は非常に疎いということが指摘されてきました。

多くの知恵を持った人が集まり、意見を戦わせながらも相手の立場をしっかりと尊重しつつ新しい考え方を作り出すという力が子供たちに必要であるということで、新しい学習指導要領の必要性が唱えられ、中央教育審議会（中教審）がそれを基にした教育課程を作り、それに基づいた指導を学校で行ってくださいと示したものでございます。

資料の中央部分に、確かな学力の育成とあり、かっこ書きで、非認知的能力という表題が付けてある表がございます。指導要領の中ではこの言葉について説明している部分はありませんが、非認知的能力とは、人々が良い意味で成功していくために必要な能力だということ、また成功した人々はほとんどの非認知的能力が極めて素晴らしいという、確かなエビデンス（根拠）を伴った学位論文が発表されて、こういったことにも着眼して進めなければならないということが、学習指導要領の改定の背景となっていると聞きました。

掛け算を知っている、いろいろな年号を知っているではなく、一度や二度の失敗にもへこたれず自分の目標を追い続けて粘り強く追求し続ける力、こういったものが、非認知的能力の代表として挙げられています。

そのためには、私だったらやれるという過去の成功体験に戻りながら、絶えず自分を叱咤激励していくような自尊感情、やりさえすれば出来るぞという自己成就感、そういったものが人間の成長を支えているということで、毎日毎日の学習指導のなかでそういった非認知的能力を育成するということが大切ですということで、学習指導要領が改定されています。

そういったことを各学校につたえ、学習指導要領の改定の趣旨が整えられていきますように指導を行っております。

それから資料の裏面をご覧ください。社会教育の分野でございます。下の段の左から2番目のほうにあります。これは大野城市の方針ときわめて合致しているところでございますが、中学生がなかなか本を読まないという実態が指摘されています。

大野城市も、総合計画に基づいて読書活動推進計画を策定し、しっかりと推進していくように準備が進んでいます。大野城市の読書活動推進計画策定委員会の中に現場の教諭たちを入れて、学校と大野城市の計画をしっかりと結び付けるような計画が立てられているところでございます。

次の3ページには、人権教育の重点目標について、学校教育と社会教育の2つの柱で書かれています。先ほど千葉課長からも発言がありましたが、市で一生懸命に整え

ていただきましたICT教育環境、これをいまから、十分に活用させていただくように各学校がそのリテラシーを高めていかなければいけない時期にさしあたっております。

それが盛んに活用され、評価をいただければいただくほど、一方では対面授業の大切さを少しも損なうことなく私たちは授業を進めていかなければならないという、大切な価値観を持って学校教育を進めていかなければなりません。人と人が集う中で、お互いにみんなで学びあうことができる、学んでよかったね、あなたの考え方はすごいね、がんばったねと、学ぶことを通して、お互いが良さを認め合うことが出来るような学習指導こそ、やっぱり本当だということに戻れるようにしたい。人がいるからこそ、対面授業の中でこそ、わかった喜び、出来た実感というものを増幅してあげることができる、このことを失念して、学習指導は出来ません。このことが大切にされて初めてタブレット等によって代替授業ができると、そういう基本的な柱を整えていきましょうということで、第1回の校長会においては学校長にこの資料を渡してしっかりと訴えているところでございます。

ICT、通信環境を十二分に活用させていただくためのリテラシーを一生懸命に高めてまいりますと同時に単に通信環境が整いさえすればよいといった風潮にならないように、対面授業で人間と人間が触れ合う中で始めて気づけることを大切にして進めてまいりますといったことをここに示しています。

あとの細かな文言につきましてはどうぞ、お読みいただければと思います。
なにかお尋ねがありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

よろしいでしょうか。また何かありましたら後ほどお願いいたします。

〔報 告〕

○吉富教育長

報告に入らせていただきます。

(1) 公益財団法人大野城市体育教会の名称変更にもなう市例規の改正について、スポーツ課神崎課長、説明をお願いします。

○神崎スポーツ課長

それでは報告（１）大野城市体育協会の名称変更に伴う市例規の改正について、説明いたします。①大野城市職員の退職管理に関する規則、②大野城市施設利用補助金交付規程、この２つの例規の一部を改正するものでございます。改正の内容は同じでございますので、一括して説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

概要は、公益財団法人大野城市体育協会の名称が令和３年４月１日付けで公益財団法人大野城市スポーツ協会に変更されることに伴い、規則及び規程中の公益財団法人大野城市体育協会を、公益財団法人大野城市スポーツ協会へ改めるものでございます。改正の内容はそれぞれの新旧対照表でご確認頂けると思いますが太字で表記しておりますとおり、規則及び規程中の体育協会とあるものをスポーツ協会へと改めます。附則としまして、令和３年４月１日から施行するという経過措置を設けております。

報告は以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。何かお尋ねがありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

よろしいですか。また、後ほどありましたら、また、どうぞ随時お願いいたします。続けます。

（２）大野城市まどかスポーツクラブ事業実施規則の制定について、スポーツ課神崎課長、説明をお願いいたします。

○神崎スポーツ課長

はい。それでは（２）大野城市まどかスポーツクラブ事業実施規則の制定について報告いたします。資料の12ページをお願いいたします。

12ページ、13ページに実施規則の概要をまとめており、14ページから18ページにかけて実施規則と様式を掲載しております。

1 事業概要でございます。まどかスポーツクラブはスポーツ未実施者がスポーツを始めるきっかけとなることを目的としており、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の運営について必要な事項を定めるため、第1条で趣旨を規定しております。

昨年度まで別々の主催だった4つのスポーツ教室を、まどかスポーツクラブとしてスポーツ課が主催しますが、第3条で適切な運営が出来る法人または団体に委託することが出来ると規定しております。

2 事業内容でございます。第4条で事務局の設置と、事務局がクラブの運営を行うことを規定しております。スポーツ教室は大野城総合公園を拠点として活動するため、クラブ事務局を総合体育館内に設置することとし、会員募集、受付、参加料の徴収、指導者の配置と開催場所の確保等の運営をおこなうものいたします。

第6条で開催場所、第7条で開催日等を規定しております。開催期間は1年を3期にわけて、各期で同様の教室を週1回のペースで、10週開催いたします。

夏休みには子どもを対象とした、体操、水泳、ゴルフなどの各教室を連続5日以内で開催いたします。

開催時間は1日を4回に分けておりまして、お仕事をされている方も参加できるよう、夜間の教室や、土曜日に開催する教室もございます。開催場所は先ほど申しました総合体育館を中心に、各コミュニティセンターでも行います。ただし今年度は南地区と北地区のコミュニティセンターが新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場となりましたので両コミュニティセンターで予定しておりました教室は総合体育館に変更しております。また、水泳とゴルフの教室は市内の民間施設で開催いたします。

会員については第5条で対象者、第9条で会員としての内容を規定しております。会員は子ども会員と一般会員で構成しており、第10条に規定している教室の区分につながっております。スポーツ教室に参加を希望する人は、会員登録を行っていただきます。対象者は市民、または市内の事業所に勤務する方です。年度初回のスポーツ教室の参加申込書を提出することで会員登録を行ったものとします。会員登録の期間は会員登録を行った年度の年度末3月31日までとします。会員登録にかかる費用は無料でございます。

教室参加申し込みについては規則の第8条に規定をしております。参加を希望する人は様式第1号を提出していただきます。申込書は希望する期ごとに提出していただ

いております。定員を超える申し込みがあった場合は事務局で抽選を行い、当選者には様式第2号の参加決定通知でお知らせをいたします。ここには記載しておりませんが、落選された方には、別の時間帯や場所で同様の教室に定員の空きがあればご案内をいたします。

受益者負担金として第11条に費用負担を規定しております。初回の教室開催時に教室参加料をお支払いいただきます。教室参加料は原則返金はいたしません。参加料は第10条の区分に従い、大人を対象とするものは1件4,000円、子どもを対象とするものは1件3,000円で、ゴルフ教室については大人が13,000円、子どもは7,000円としております。

その他としまして、附則を定めております。施行期日は令和3年4月1日とし、施行日前の申し込み等の準備行為については令和3年4月1日よりも前に行うことが出来るとしております。説明は以上でございます。

○吉富教育長

事業実施規則の制定について詳しい説明がございました。何かご確認がございましたらお願いします。

どうぞ、高野委員、お願いいたします

○高野委員

今、挙げられているような4教室があって、それぞれ会員として申し込めるようになっているんですけど、今回まとめることによって会員資格に何か変更があるのでしょうか。たとえば今までは市外の方でも良かったところが今回は市内の方か、市内事業所勤務者という風に限定されてきていますよね、そういったことで会員資格が狭められるといったことが起こっていないかどうかを確認したいです。

○神崎スポーツ課長

一部のポイントなどに制限がかかることがあります。また今高野委員がおっしゃったとおり市外の方は、市内の事業所に勤務しているということに該当しないと参加できないということがございます。

○吉富教育長

重ねて、高野委員、何かありますか。

○高野委員

それぞれの教室主催者をご理解されているのかどうかということが知りたいです。

○神崎スポーツ課長

まどかスポーツクラブを立ち上げるにあたりまして、昨年7月から7回～8回、毎月1回程度、設立準備会議をおこないました。会議のメンバーにこれらの教室をし主催している担当の方にご参加いただき、この件についてはご説明し、ご理解をいただいているところでございます。以上です。

○吉富教育長

合意形成は図れているのですね。

○神崎スポーツ課長

はい。

○高野委員

もう1点良いですか？

○吉富教育長

はい、どうぞ。

○高野委員

この教室をまとめることによって、たとえば一回あたりの参加人数が増えることによって、今の時勢、あまり増えるとまた、分けないといけないとか、少人数にしないといけないとかいうことになるのではないかと思います。どうでしょうか。

○神崎スポーツ課長

いま、ご指摘のあったとおり本来なら多くの人の参加をお願いしたいところなので

すが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で開催する場所によっては人数を制限せざるをえないという場合もございます。基準に基づいて決めております。影響が少なくなれば人数を増やせるような教室も出てくると思います。

○高野委員

これは意見ですけど、まとめることによって、事務の簡素化などは良いことだと思いますが、かえって大人数で、制限するのが大変だとかいうことが無いようお願いしたいです。

○神崎スポーツ課長

そういったことにつきましては、実際の運営については、大野城市スポーツ協会に委託することとしておりますが、主催は教育委員会スポーツ課ということになりますので、会場予約についての優先順位は高くなります。このため、従来よりは会場確保がしやすくなります。

○吉富教育長

ありがとうございます。山口委員、どうぞお願いいたします。

○山口委員

この仕組みは知らなかったんですが、もともとは教育委員会スポーツ課は全く関与していなかったのでしょうか。

○吉富教育長

神崎スポーツ課長、お願いします。

○神崎スポーツ課長

運営そのものについては、スポーツ課としては関与しておりませんでした。募集の手伝い、チラシの配布などの支援はしていましたが、運営管理についてはそれぞれの主催団体で行われていました。

○山口委員

先ほどメリットの説明がありました。会場予約がしやすくなるということですね。デメリットはありますか。

○吉富教育長

教育委員会が主催しておりますので場所等の確保については他の団体よりも優先順位が高くなるということにおいてのメリットということですか。

○神崎スポーツ課長

はい。そうです。

メリットはそういったところですが、デメリットとしては、一部の教室については参加料等について、以前のまま引き継げなかったところがあり、割安になったり、若干割高になったりする部分がデメリットといえそうです。メリットのほうが大きいと思います。

○山口教育委員

以前は、まどかスポーツ教室は参加費が2,000円くらいだったのではないのでしょうか。

○吉富教育長

どうぞ、神崎課長。

○神崎スポーツ課長

従来の教室では一番安い教室で2,500円でした。その部分については少々割高になった部分もございます。

○山口委員

一般市民からすると、いろいろな募集のチラシがあって、主催がどこかということあまり気にせずにいると思いますが、昨年まで2,500円程度だったものが、4,000円になるということになりますね。

○神崎スポーツ課長

一部の教室についてはそういうものもございます。

○山口教育委員

統一しなければいけなかったということでしょうか。

○神崎スポーツ課長

この金額設定でも、市からの補助がないと運営が厳しい部分がございます。ゆくゆくは大野城市スポーツ協会の自主事業に移行したいと考えております。料金については今後も毎年協議をいたしまして、適切な金額設定となるように協議を行っていきたいと思います。

○吉富教育長

山口委員、よろしいですか。

○山口委員

はい。

○吉富教育長

またなにかありましたら気軽にスポーツ課にお尋ねください。よろしくお願いたします。

それでは、進めさせていただきます。

[その他]

○吉富教育長

(1) 教育長の業務報告 (3月～4月分)

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定 (5月分)

午前11時00分 閉会